

# バドミントンプレーヤー廣田彩花後援会規約

(名称)

第1条 この会は、バドミントンプレーヤー廣田彩花後援会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を次の所在地に置く。

〒865-0116 熊本県玉名郡和水町電門553番地1

(目的)

第3条 本会は、和水町出身の廣田彩花選手のバドミントン活動を温かい心で純粋に応援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 廣田彩花選手がオリンピックへの国別出場枠の権利を獲得できるよう応援する。
- (2) 廣田彩花選手がオリンピックで入賞を果たせるよう応援する。
- (3) 前二項の達成に向けて、本人の海外遠征費及び強化費の援助を行う。
- (4) 廣田彩花選手応援のための広報活動
- (5) 廣田彩花選手出席による激励会・親睦会などの開催
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び法人・団体で構成する。

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込の手続き及び会費の納入をもって入会とする。

(会員種別・会費)

第7条 本会の会員種別及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 3,000円/年度
- (2) 法人・団体会員 20,000円/年度

2 年度の途中で入会した場合でも会費は一律とする。なお、会費は理由の如何を問わず返還しない。

3 第18条に規定する専用口座に会費を振り込む場合の振込手数料は、会員負担とする。

(会員の心得)

第8条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序ある応援を心がけ、所属するチーム並びに廣田彩花選手及び関係者に過度の負担となるような行為を厳に慎むこと。
  - (2) 本会が行う諸活動に、積極的に参加すること。
  - (3) 廣田彩花選手のファン獲得に努力すること。
- (会員資格の有効期間・退会等)

第9条 会員の有効期間は、入会から2020年度末までとする。ただし、入会2年度目以降の会員は、毎年度4月末日までに、第7条に規定する年度当たりの会費を納入することをもって、その会員資格が継続するものとする。

- 2 会長は、会員が本規約に違反する行為を行う場合又は廣田彩花選手及び関係者などに対して著しく損害を与える恐れがある場合は、その会員資格を抹消することができる。

(寄付)

第10条 本会は、会費とは別に寄付金を随時受け付けるものとする。

- 2 寄付金は、本会の目的と活動に賛同する個人及び法人・団体から受け取る。
- 3 寄付金は、個人1口1,000円、法人及び団体1口5,000円とし、上限(年1回)を10口までとする。
- 4 寄付人は、ホームページ上に氏名を掲載するが、匿名でも可とする。
- 5 納入された寄付金は、如何なる場合においても返還は行わない。
- 6 第3項の上限を超える寄付の依頼に関しては、役員会にて協議し、契約締結を行うものとする。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 幹事   | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名  |
| (5) 会計   | 若干名 |
| (6) 監事   | 2名  |
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
  - 4 幹事は、本会の業務執行の意思決定に参加し、その運営に携わる。
  - 5 事務局長は、本会の運営・庶務・会計を総理する。
  - 6 会計は、本会の財産及び会計を管理する。
  - 7 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。
  - 8 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員を選出及び任期)

第12条 役員は、会員の中から総会において選任する。

2 役員任期は、2020年度末までとする。

3 役員に欠員が生じた場合、会員の中から総会において選任する。

(名誉会長・顧問)

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、役員会の決議を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、総会及び役員会に出席し、本会の運営について意見を述べる  
ことができる。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、会計及び事務局員により構成し、本会の庶務を行う。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、役員会及び事務局会議とする。

(総会)

第16条 総会は、年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認  
めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、役員をもって構成する。

3 総会は、役員過半数以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者のうち、名誉会長と顧問を除いた過半数をもって決する。た  
だし、可否同数のときは、議長が決する。

5 総会の議長は、会長が務める。

6 総会の決議事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) 役員選任

(5) その他、会長が特に必要と認める事項

7 総会の決議事項は、後援会のホームページにおいて公表する。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、幹事、事務局長、会計及び監事により構成し、会  
長が招集する。

2 役員会は、総会の決議事項以外の本会運営のための必要事項を審議決定する。

(事務局会議)

第18条 事務局会議は、事務局長が招集する。ただし、必要に応じて関係者の出席を要  
請することができる。

(会計)

第19条 本会を円滑に進めるために、ゆうちょ銀行に専用口座を設ける。

2 本会の会計(事業)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、本会の設立年度においては、本会の設立日から翌年3月31日までとする。

3 本会の運営資金は、次のとおりとする。

(1) 会員の会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(期間と解散)

第20条 本会は、2020年東京オリンピック競技大会の開催日の属する年度末(2020年度末)をもって解散する。

2 廣田彩花選手の申し出により、選手としてオリンピックを目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散する。

3 本会の継続を望む場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年8月25日から施行する。